

## 水平社宣言に学ぶ

### 1 目 標

- (1) フランスの人権宣言(1789年)が男性によってつくられた人権宣言であったことをふまえ、日本で最初の人権宣言といわれる水平社宣言をジェンダーの視点で見直す必要性に気づく。
- (2) 水平社運動が、アイヌ民族の「解平社」や朝鮮の被差別民白丁(ハクチョン)の「衡平社(ヒョクピョソ)」などの運動に大きな影響を与えていたことに気づく。

### 2 展 開

主な学習活動	留 意 点
1 水平社宣言の朗読を聴き、水平社の思想をつかむ。	<p><b>資料1 水平社宣言(P32)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちをとりまく社会に差別を生み差別を支える構造を見出した。</li> <li>・社会の側の同情にすぎるのではなく、自分たちの力で差別に立ち向かおうとした。</li> <li>・「人間をいたわる」のではなく、「人間を尊敬する」ことを運動の原点に置いた。</li> <li>・差別を受けていたからこそ、最も人間らしい生き方をしてきた。</li> <li>・「人間に光りあれ」と宣言することで、普遍的な人間の価値の実現を求めようとした。</li> </ul> <p>以上のような水平社の思想をつかませたい。</p>
2 フランスの人権宣言はジェンダーの視点を含んでいなかったことを知り、水平社宣言ではどうであったのか考える。	<p><b>資料2 女性の権利宣言(P124)</b></p> <p>人権宣言が女性の人権保障に及んでいなかったことを説明する。</p>
3 日本で最初の人権宣言と言われている水平社宣言もまたジェンダーの視点を含んでいなかったことを理解する。	<p><b>資料3 婦人水平社の設置(P125)</b></p> <p>男性たちの中には、女性の組織化を戦力向上のためとしか考えていなかったことを読みとらせる。阪本数枝等、女性運動家の水平社運動への思いにも触れさせたい。</p>
4 水平社運動が他のマイノリティの解放運動に、どのような影響を与えたか考える。 (1)アイヌ民族の「解平社」について (2)朝鮮の被差別民「白丁(ハクチョン)」の「衡平社(ヒョクピョソ)」について (3)「日本プロレタリア癩者解放同盟」について	<p><b>資料4 アイヌ民族の解平社(P125)</b></p> <p><b>資料5 衡平社と水平社(P126)</b></p> <p><b>資料6 外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」(P126~128)</b></p> <p>外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」について説明する。</p>
5 水平社運動がアイヌ民族の「解平社」や、朝鮮の被差別民白丁の「衡平社」の運動などに影響を与えていたことに気づく。	<p>名称や綱領などの比較を通じて、当時、社会的マイノリティの運動に対する、水平社運動の影響力が大きかったことに気づかせる。</p>

## 資料2 女性の権利宣言

フランス国民議会が1789年に宣言した「人権宣言」は、近代社会の歴史的起点とされてきている。だが、この「人権宣言」は正式に言えば「男性および男性市民の権利宣言」であった。

オランプ・ドゥ・グージュ（劇作家）は1791年、前文と17か条からなる「男性の人権宣言」とまったく同じ条文構成で、「女性および女性市民の権利宣言」を発表した。

グージュのこの宣言の思想的な意味

第1に、グージュは革命議会が宣言した「人権宣言」からは女性が除外されていることを目にみえるかたちで示した。この「人権宣言」はフランス語で正式に「男性（オム）および男性市民（シトワイアン）の権利宣言」とされていた。

第2に、グージュは、女性も男性も同じように人権があることを積極的に提起した。「母親・娘・姉妹たち、国民の女性代表者たちは、国民議会の構成員となることを要求する。そして、女性の諸権利に対する無知、忘却または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮して、女性の譲り渡すことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。」グージュは、女性も男性も同様に神聖で譲り渡すことのできない権利を持っていること、女性にも言論の自由があり、罪を犯したら処罰される権利があること、さらには男性と同じように、女性も職業につき、租税を払い、共同の政府に参加し、政府を監視する権利があることを、主張した。

歴史学はこの「男性の人権宣言」が普遍的人間の「人権宣言」だと誤読してきた。グージュの「女性の人権宣言」は公表されてまもなく「封印」され、パリの図書館の奥深くにしまいこまれ、グージュ自身も、ロベスピエールに処刑されてしまった（1793年11月3日断頭台）

栗原のみ研究室 [http://www.ads.hukushima-u.ac.jp/~lumi/html/gender\\_h\\_02.html](http://www.ads.hukushima-u.ac.jp/~lumi/html/gender_h_02.html)

（なお、「中学社会 歴史 未来みつめて」 2003 教育出版社 P131に「国王に抗議するために、ベルサイユ宮殿に向かう女性たち」の絵があるので、併せて活用するのが望ましい。）

## トピック：婦人水平社の活動家たち

全国水平社第2回大会(1923年)で、奈良県の柏原出身の阪本数枝が「婦人も水平運動をやらなければならない」、「婦人は目醒め一日も早く水平運動に関係せなければならない」と述べ、水平社運動史上初の婦人水平社設立の提案がなされた。被差別部落の男性たちは、被差別部落の女性であるが故に負っている苦悩に目を向けることができていなかったため、女性が負っている「二重三重の差別を圧迫」の存在を告発したものであった。これ以後の運動では、高橋くら子・増田久江・糸若柳子・西田ハル他の女性活動家が登場し、部落差別と女性差別の撤廃を訴えていく。

【参考】水平社博物館編 「全国水平社を支えた人々」 2002 解放出版社

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」 2002 解放出版社

## 参考：婦人水平社に対するまなざし

婦人水平社が生まれたのは、1923年の全水第2回大会の場であった。そのとき、全水の側が婦人水平社を戦力向上の一環として考えていたことは、阪本清一郎からの聞き取り（鈴木裕子著の「婦人水平社運動史 - 水平線をめざす女たち」）によって明らかである。女性の意識の遅れが水平社運動の輪を広げる上で障害になっていることから、女性を開眼させる必要性があり、婦人水平社には、男性を主体とする水平社の運動を根づかせるための前提づくりとして、男性への啓蒙の役割が期待されていた。

黒川みどり 「被差別部落と性差別」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社をもとに作成

### 資料3 婦人水平社の設置

「第2回大会では、婦人水平社の設置がやはり奈良県柏原の阪本和枝（一枝）から提案され、可決された。水平社に集う男性たちの多くは、部落女性が女であるがゆえに負わねばならない苦悩に十分目を向けることなく、女性の組織化はあくまで水平社の戦力向上のためとしか考えていなかったが、彼女たちは、そうした水平社側の意図を乗り越えて、『二重三重の差別と圧迫』の存在を次々と告発していった。（略）しかし、それでも「家」制度を撃ち、そのもとでの 男による圧制 を暴き出す彼女たちの訴えをつうじて、そうした部落女性の実態（「家」支配のもとで昼夜仕事に追われ続けていた）も徐々に明るみに出されていったといえよう」

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社  
文中に阪本和枝とあるが、「部落問題人権辞典」では阪本数江となっている。

### 資料4 アイヌ民族の解平社

「解平社」は1926年10月、アイヌ民族の砂澤市太郎、門野ハウトムティ、松井國三郎、小林鹿造の四名を中核メンバーとして創立され、その精神的支柱となったのは全国水平社の運動であった。「解平社」創立の最大の目的は「同化」政策のもとでの差別と抑圧からの解放を通して、「日本人」との民族的平等を実現することであった。

砂澤らは「解平社」創立に当たっての抱負を語るなかで、「日本農民党や水平社の力をも借りて運動を実現を期す」と述べている。これは「解平社」の運動の戦術面に着目した言説であるが、その根底には森竹竹市と同様に水平社運動への強い関心が存在していたことはいうまでもない。砂澤らが命名した「解平社」という組織名は由来こそ異なるが、「水平社」のそれと酷似している。その理由は「水平社」と連帯してアイヌ民族の解放運動を推進する、いわば「解平社」の運動の方向性と不可分の関係にあり、単なる「水平社」への憧憬からではなかった。

このように被差別部落出身者が団結し、自らの力で差別と抑圧からの解放を目指す水平社運動はアイヌ民族に衝撃を与えるとともにその心を捉えた。それは同時に民族としての自覚や自立の重要性を喚起し、アイヌ民族が主体的な社会運動や言論活動を展開していくひとつの契機ともなった。

永井秀夫 「近代日本と北海道 - 『開拓』をめぐる虚像と実像 - 」 1998 河出書房新社

## トピック：衡平社大会に参加した人物

兵庫県に生まれた徳永参二は、四国松山の地で愛媛県最初の水平社を1923（大正12）年に創立し、愛媛県を中心とする四国の水平社運動をリードした人物である。徳永は1928（昭和3）年4月、朝鮮の被差別民であった白丁の解放をめざして創立された、衡平社の第6回大会に日本から全水代表として参加する。衡平社第6回大会のポスターは、ハングル文字の旗を掲げ、左手を水平に伸ばして立つ男性が描かれている。韓国にも残っていないこのポスターが日本にあるが、これを日本に持ち帰ったのは、衡平社の第6回大会に参加した徳永ではないかと言われている。

【参考】増田智一 「徳永参二 四国の水平運動をリード」 水平社博物館編 『全国水平社を支えた人々』 2002 解放出版社

秋本良次 「愛媛県水平社の緒戦を飾った二人の戦士」 『近代日本と水平社』

秋定嘉和・朝治武編著 2002 解放出版社

辛 基秀 「衡平社精神はいきていた」 『部落解放第360号』 1993 解放出版社

資料5 衡平社と水平社

朝鮮の被差別民衆「白丁」(ハクチョン)は、1894年の甲午改革で制度上解放されたが、その後も生活全般にわたって厳しい差別を受けた。水平社創立の翌年1923年4月、慶尚南道晋州(ホソナムド フジウ)で、「我々は、階級を打破し、侮辱的称号を廃止し、教育を奨励して、我々も真実の人間となることを期する」衡平社(ヒョクヨサ)が結成された。(後略)

水平社は1924年の第3回大会で、「朝鮮衡平運動と連絡を図るの件」を可決した。この時、在日朝鮮人の差別撤廃運動を声援する件も可決された。(後略)

以後毎年の全水大会は、衡平社大会で、祝電・祝辞が交換された。衡平社第4回大会では「水平社との完全なる提携促進」が決議された。1927年には水平社執行委員高丸義男がソウルの衡平社本部を訪問し、衡平社からは中央委員李東煥(イソァン)が京都・大阪・香川の各水平社を訪問した。衡平社創立5周年記念祝賀会では全九州水平社の松本清が祝辞を述べ、全水第6回大会では衡平社代表が挨拶した。翌年の衡平社第6回大会でも、全水から徳永参二中央委員の祝辞があり、水平社との提携が正式に決議された。全水第7回大会では、朝鮮衡平社代表として李東煥が祝辞を述べている。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社

資料6 外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」

外島事件を報じる新聞記事



小松頼正資料 高知市立自由民権記念館寄託



村田正太の碑（野市町）

外島事件の舞台となった外島保養院院長であった村田正太の顕彰碑。碑の裏側には村田の「ハンセン病」の研究における功績などについて書かれている。

### 外島事件の背景

「外島事件(大阪)は2年の間に保養院(邑久光明園の前身)で起きた三つの要素から成り立っている。

- 1 患者のなかの急進的グループが1932(昭和7)年11月20日を目標に「日本プロレタリア癩者解放同盟」を結成しようとし、不成立に終わったが、大島青松園療友への働き掛けが早くから当局にキャッチされ、思想取締まりが大きな問題になっていたこと。
- 2 昭和8年度の自治会役員選挙で急進派が敗退し、保守派が勝利したが同年8月4日、職員4名が大坂府特高警察の取調べを受け、続いて新聞が「レプラ患者に赤い媚薬・多数のメンバー」「赤の組織を確立」と大きく報道したため、保守と急進の対立に改めて火がつき、自治会機関が後者を平和の攪乱者として追放することを決定し、院長に要求したこと。
- 3 ポケットマネーを割き、急進派20名を「逃走(8月30日)」させた村田正太院長の責任をめぐり、府と院長が対立し、入院患者がこぞっての留任運動にも拘らず「理解なき所に勤務はできない」と辞任(10月9日)するに至ったこと」

『『ヒロイズム』といわれ、空中楼阁に終わったとはいえ、「日本プロレタリア癩者解放同盟」が実現をめざした因習的差別観念打破、全国的な待遇の改善並びに統一、親書小包の強制開封絶対反対、作業賃金の値上並びに労働時間短縮、言論集会結社の自由、満18才以上の男女に選挙権の自由獲得、戸籍調査の廃止並びに転籍の自由、全国的癩相談所網の確立、全国各療養所の医療機関の完備、強制退院並びに体刑処分絶対反対、全国各療養所の拡張、患者の犠牲による収容人員の増加絶対反対、重症者の待遇改善並びに保護法の制定、差別に対する徹底糾弾、外出の自由獲得等「政策草案」に示された意識の高さは評価されてよい」

(財)藤楓協会編「健康ネット リンク集 藤楓協会 ホームページ」  
<http://www.health-net.or.jp/links/hansen/jiken01.html>

## 日本プロレタリア癩者解放同盟

1933年1月4日頃に、「日本プロレタリア癩者解放同盟」(以後「癩者解放同盟」とする)の結成大会が、外島保養院で極秘裏に開かれ、規約などの文章が読み上げられた。続いて承認の後に、「癩者解放同盟」が結成された。

この「癩者解放同盟」の22項からなる政策草案には、「18歳以上男女の選挙権獲得や言論集会結社の自由、団結権、罷業権の獲得の要求など普遍性を持つ民主主義的要求」などが盛り込まれていた。また、綱領草案においては、第一項で「因習的差別観念打破」が掲げられ、別の項では「差別者に対する徹底糾弾」の立場が示されている。さらに宣言草案には、同情を求めるような態度の排撃という決意から、既存の救癩団体である日本MTL(キリスト教信仰者中心の団体)、癩予防協会、希望社といった組織の姿勢を痛烈に酷評している。また「癩者解放同盟」は、日本プロレタリア文化連盟に加盟することで横のつながりを築き、全国的に戦線を統一することで単一組織化を図るという展望をもっていた。

「癩者解放同盟」について藤野(1993)は、「ハンセン病患者への差別撤廃という課題を主張していたことに注目する」と述べているが、「癩者解放同盟」が掲げる政策草案や規約草案、宣言草案などは、全国水平社創立時の綱領や宣言とも重なるという指摘もしている。このことから、「癩者解放同盟」結成者は、水平社の運動・主張から学び、それらを「癩者」に対する差別撤廃運動に重ねたと考えられている。

藤野 豊 「日本ファシズムと医療」 1993 岩波書店

## トピック：満蒙開拓団に参加した被差別部落の人々

1932(昭和7)年に「満州」国が成立し、「満州」移民計画に関する法案が成立、「満州」移民団が「満州」国に展開していくようになる。「満州」移民団として入植する人には様々な人々がいたが、国内で厳しい差別を受けていた被差別部落の人々は、広大な土地があり自分の土地が持て、厳しい差別からも解放されるという融和団体や水平社の宣伝は、「満州」移民への期待を大きくした。しかし被差別部落の人々が、自分たちが入植した土地に住んでいた中国人の苦しみや、「満州」国で生活する中国人に対する民族差別に気づくことがあっただろうか。日本国内で厳しい差別を受けていた人々が、民族差別の差別者側に立ったという事実を理解した時、何を考え得ただろうか。1945(昭和20)年8月9日から始まるソ連軍の南下は、一般の移民団同様、被差別部落の移民団にも悲劇をもたらした。熊本県鹿本郡来民(クミ)村からの来民開拓団では、271人全員が自決する悲劇が起こっている。

【参考】松浦 勉 「アジア太平洋戦争と被差別部落 - 全国水平社・松本治一郎の戦争協力とその論理」

松浦勉・渡部かよこ編 『差別と戦争 - 人間形成史の陥穽 - 』 1999 明石書店

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社

松下志朗 「民衆と差別の歴史」 1992 明石書店